

都市計画実務相談窓口

No 7		
■質問内容		
質問の件名	立地適正化計画における都市機能誘導区域の設定について	
質問内容	都市機能誘導区域について、拠点に定めた鉄道駅からの徒歩圏を中心に区域案を作成した結果、2つの都市機能誘導区域が接した形となりました。接した2つの都市機能誘導区域は中心拠点と地区拠点に位置付けられたものですが、こうした形状は問題ないでしょうか。	
回 答		
1	回答者の専門分野：	土地利用 交通計画
		イニシャル：M. N. イニシャル：M. T.
	<p>【解説】</p> <p>中心拠点と地区拠点とで差別化して都市機能を配置することが目的であれば、都市機能誘導区域を別にすることは問題ないと考えます。例えば、駅間の近いA駅とB駅で、A駅は公共施設集積地、B駅は住宅地と立地している施設・性格が異なる場合、求められる誘導施設も異なると考えられます。なお、都市計画運用指針や立地適正化計画の作成に係るQ&Aにおいても区域の形状については言及していません。</p> <p>また、誘導区域を2段階にする例は立地適正化計画策定の手引きに示されていますが、異なる拠点の都市機能誘導区域を重複させている例は把握しておりません。仮に重複させた場合、どちらの誘導方針、誘導施策、誘導施設を選択するのか、策定後、担当窓口や運用上の混乱することが懸念されます。</p> <p>「中心拠点」と「地区拠点」との機能分担を明確にし、誘導すべき都市機能を定めていく際には、拠点の機能・圏域を考慮し、適切な境界を定める、又は「既存施設の立地状況等に応じて一体な市街地として捉え、誘導すべき都市機能誘導施設を中心拠点に集約するなどの検討を行い、2つの区域が連続形状若しくは1つの中心拠点とすることが考えられます。</p> <p><u>(同様の回答が複数ありました。)</u></p>	